

## 監査委員告示第2号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の結果を、同条第5項の規定に基づき次のように公表します。

令和8年3月10日

和光市監査委員 光 實 圭 一

和光市監査委員 内 山 恵 子

### 記

#### 第1 請求書の受理

本請求は、所定の形式的要件を備えているものと認め、令和8年1月16日これを受理した。

#### 第2 請求の要旨（原文のとおり）

##### 1 請求の要旨

##### (1) 請求の対象となる財務会計上の行為

1. 補助金の支出 和光市長(以下「市長」という。)が、令和6年2月5日に交付決定し、同月26日に一般財団法人和光市学校給食協会(以下「協会」という。)に対して行った「和光市学校給食協会事務所移転費補助金」金978,000円の支出(証拠1)。
2. 工事費等の支出 和光市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、学校施設の修繕費として執行した以下の支出。
  - 令和6年4月15日支出、株式会社仲村電気に対する「第二中学校学習室コンセント修繕」金167,684円(証拠2)。
  - 令和6年4月18日支出、セコム株式会社に対する「第二中学校機械警備システム機器修繕」金86,790円(証拠4)。
3. 光熱水費の公費負担 令和6年4月以降、和光市立第二中学校において協会が使用する部分に係る電気・ガス・水道料金の全額公費負担行為(証拠5・6・7)。

##### (2) 財産の管理を怠る事実

市長および教育委員会が、協会による市有財産(和光市立第二中学校校舎および移転前の和光市役所本庁舎地下1階)の使用に関し、地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産使用許可の手続き、および適正な行政財産使用料の徴収を行っていない事実。

##### (3) 行為が違法又は不当である理由

#### ア. 業務委託契約における随意契約の適用要件との不整合と競争環境の歪曲

市は、本件業務委託契約の締結にあたり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)を適用している。当該契約に係る起案文書の特記事項(随意契約の理由)には、「一般財団法人和光市学校給食協会は人件費等経費の削減を目的に和光市が出資し設立した法人であり、児童生徒に衛生的で安全な給食を提供し、長年の実績がある。」と記載されている(証拠8)。しかし、本件契約の仕様書において「和光市立下新倉小学校を除く市内各校」とされ、同校が調理業務の対象から除外されている事実は、市内において調理業務の分離発注が可能であり、かつ当該業務において既に他の事業者が参入可能であることを示している(証拠9)。したがって、「調理」「物資調達」「給食費管理」等の業務を一括して発注し、これを理由に特定の法人と随意契約を締結することは、業務の分離可能性および市場における代替性という客観的事実と整合せず、地方自治法が原則とする競争性の確保の観点から裁量権の範囲を逸脱していると思料される。加えて、市が協会に対してのみ、事務所の光熱水費や賃料に係る費用を公費で負担することは、同法人の運営コストを不当に低減させる実質的な補助行為である。このような取扱いは、同じ市場に存在する他の民間事業者と比較して協会を著しく有利な立場に置くものであり、公正な競争環境をゆがめ、民業を圧迫する不当な行政運営である。

#### イ. 契約範囲外の光熱水費負担(地方自治法第232条の2への抵触)

市は「業務委託契約書」第11条の「業務に要する電気、ガス、上下水道料金については、甲(市)の負担とする」との条項に基づき、光熱水費を負担している(証拠8)。本条項における「業務」とは、仕様書に定義された「学校給食調理」「栄養管理」「給食費管理」等の委託事務を指すものである。現在、和光市立第二中学校内には協会の本部事務所が設置されているが、当該場所では市の委託業務以外の法人運営業務(理事会運営、法人管理等)が行われている。独立した権利主体である法人の本部機能に係る光熱水費について、メーターによる区分や按分を行わず、全額を「学校給食費」等の公費で負担することは、契約上の「業務に要する費用」の範囲を超え、地方自治法第232条の2(寄附の禁止)に抵触する違法な支出である。

#### ウ. 修繕費名目による特定団体への設備投資(予算の目的外使用)

教育委員会が執行した「第二中学校学習室コンセント修繕」は、予算科目「修繕料(維持補修)」から支出されている。しかし、工事完了後の写真(証拠3)および別途備品購入見積書(証拠1)を照合すると、当該場所には大型複合機、冷蔵庫、電子レンジ等の事務機器が設置され、実態として「給食協会事務室」として使用されていることが確認できる。学校施設の「修繕」とは本来、施設の効用を維持・回復するためのものであるが、本件工事は、特定の使用者が持ち込む多数の事務

機器に対応するための専用回路増設等であり、建物の維持管理を超えた入居者のための設備投資の性質を有する。また、「機械警備システム機器修繕」についても、請求明細に「カード代」が含まれており(証拠4)、特定団体の利用に供するための費用を「修繕」として公費負担することは、予算の目的外使用に該当する。

#### エ. 行政財産使用許可手続きの欠如及び債権管理の不備

公有財産の使用は、法令に基づく許可および使用料の決定を経て適法となる。しかし、令和7年12月定例会における鎌田泰春議員の一般質問によれば、和光市立第二中学校を使用する行政財産使用許可ならびに、使用料免除申請をしていなかったことが明らかとなった(和光市議会中継12月11日分参照)。また、情報公開請求の結果によれば、市庁舎地下1階に協会が所在していた際の施設使用に関する行政財産使用許可書等は「保存年限超過により廃棄済」等の理由で開示されておらず(証拠10)、またファイル基準表における当該文書の保存年限が「1年」と設定されている(証拠11)。行政財産使用許可書は使用料債権の発生根拠となる書類であり、地方自治法第236条に基づく金銭債権の消滅時効(5年)を考慮すれば、1年での廃棄は債権管理上不適切である。正規の許可手続きの存在が確認できない現状において、当該施設を使用させ続けることは不法占有状態を容認するものであり、財産の管理を怠る事実が該当する。

#### (4) 監査請求期間の特例(正当な理由)

本請求に係る財務会計上の行為(補助金および工事費の支出)の一部は、行為があった日から1年を経過しているが、以下の理由により監査請求期間の徒過には「正当な理由」がある。

1. 事実の非公開性 本件支出は、形式上は「修繕料」や「補助金」として処理されており、外部からはその実態が「特定団体(協会)のための事務所整備費用の肩代わり」であることや、「行政財産使用許可等の正規の手続きを欠く状態での支出」であることを知ることは極めて困難であった。特に、「学校用修繕」の名目で協会のための設備工事が行われていた事実は、工事写真帳や内部決裁文書等の非公開情報を精査して初めて判明するものであり、住民が通常の注意をもって知り得る範囲を超えている。
2. 発覚の経緯 本件一連の違法・不当な事務処理は、令和7年12月定例会和光市議会における一般質問(12月11日)の答弁において、市が行政財産使用許可の不存在や使用料未徴収の事実を認めたことを契機に、初めてその疑義が公になったものである。
3. 証拠入手の時期 請求人は、上記議会答弁を受け、直ちに事実関係を解明すべく情報公開請求を行った。その結果、令和7年12月19日及び同月22日付けの開示決定通知書等により、初めて本件請求の基礎となる決定的な証拠書類(工事内容の詳細、文書廃棄の事実等)を入手するに至った。したがって、それ以前の時点におい

て本件監査請求を行うことは客観的に不可能であった。

以上により、本件請求は地方自治法第 242 条第 2 項但し書きに規定する「正当な理由」がある場合に該当する。

#### (5) 損害の推定額

- ・ 不適正な支出の合計:1, 232, 474 円
  - 和光市学校給食協会事務所移転費補助金:978, 000 円
  - 第二中学校学習室コンセント修繕費:167, 684 円
  - 第二中学校機械警備システム機器修繕費:86, 790 円
- ・ 財産の管理を怠る事実による損害
  - 本来徴収すべきであった行政財産使用料(過去 5 年分)
  - 協会が負担すべきであった光熱水費の実費相当額(契約業務外の法人運営利用分)

#### (6) 請求する措置

監査委員におかれては、本件一連の事務処理について事実関係を詳細に調査し、違法または不当な点が認められた場合には、以下の措置を講じるよう勧告することを求める。

1. 市長および教育委員会は、協会に対し、法的根拠を欠く工事費相当額および不当に免れた光熱水費・使用料について、不当利得として返還請求を行うこと。
2. 現在の和光市立第二中学校における使用状況について、直ちに正規の行政財産使用許可手続きを行い、適正な使用料および実費の徴収を開始すること。
3. 次期契約においては、調理業務の分離発注や競争入札の導入を検討し、特定の団体への便宜供与と疑われる随意契約体制を是正すること。
4. 債権管理に関わる公文書の保存期間を適切に見直し、適正な文書管理を徹底すること。

### 第 3 請求人

(略)

### 第 4 監査の実施

#### 1 監査対象事項

- (1) 和光市長（以下「市長」という。）が、一般財団法人和光市学校給食協会（以下「給食協会」という。）に対して、令和 6 年 2 月 26 日に支出した「和光市学校給食協会事務所移転費補助金」は、違法・不当な公金の支出か。
- (2) 和光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、令和 6 年 4 月 15 日に支出した「第二中学校学習室コンセント修繕」、令和 6 年 4 月 18 日に支出した「第二中学校機械警備システム機器修繕」は、違法・不当な公金の支出か。

- (3) 教育委員会が、給食協会が使用する行政財産でかかる電気・ガス・水道料金の費用を負担することは、違法・不当な公金の支出か。
- (4) 市長及び教育委員会が、給食協会が使用する行政財産に対して、その使用料を徴収しないことは、公金の賦課・徴収を怠る事実か。
- (5) 市長及び教育委員会が、令和6年4月1日に給食協会と締結した和光市立小中学校給食調理業務等委託契約（以下「本件契約」という。）は、違法・不当な契約の締結、履行か。

## 2 請求人の陳述

法第242条第7項の規定により、令和8年2月3日に請求人の陳述を行い、陳述は、請求人1名が行った。その際、同条第8項の規定に基づき、総務課及び教育総務課、学校教育課の関係職員8名が立ち会った。

## 3 監査対象部局

総務課及び教育総務課、学校教育課を監査対象とした。

令和8年2月3日に総務課及び教育総務課、学校教育課の関係職員8名の陳述を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人1名が立ち会った。

## 4 監査期間

令和8年1月9日から同年3月10日まで

## 5 請求の一部取下げ

令和8年2月3日の陳述の際に請求の一部取下げの意思が示され、同月12日に請求人から書面により次のとおり提出された。（原文のとおり）

- 1 和光市学校給食協会事務所移転費補助金の支出に係る請求（令和6年2月26日支出）
- 2 第二中学校学習室コンセント修繕及び第二中学校機械警備システム機器修繕の支出に係る請求（令和6年4月15日及び同月18日支出）
- 3 一般財団法人和光市学校給食協会が使用する第二中学校の空き教室に係る電気、ガス、上下水道料金の公費負担に係る請求のうち、令和7年1月8日以前に支出されたもの
- 4 一般財団法人和光市学校給食協会による市庁舎地下1階の使用に関して行政財産の使用料を徴収していない事実に係る請求（令和6年2月以前の使用に係るもの）（理由）地方自治法第242条第2項に定める請求期間（正当な理由がない限り、行為のあった日から1年を経過したときは請求することができない）に基づき、本件請

求の対象を法定期間内(令和7年1月9日以降)の行為に限定するため。

取下げ内容は以上となる。なお、この請求の一部取下げにより、「1 監査対象事項」においては、(3)、(4)の一部と(5)を該当事項とする。

## 第5 監査の結果

### 1 主文

本件監査請求については、これを棄却する。

### 2 事実の確認

- (1) 給食協会は、令和6年4月に市庁舎地下1階から和光市立第二中学校の空き教室(学習室)(以下「第二中学校」という。)に移転している。
- (2) 市は、本件契約を地方自治法施行令(以下「施行令」という。)第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により毎年度締結している。
- (3) 市は、和光市立第二中学校の電気・ガス・水道料金において、令和6年度分の費用を支出している。
- (4) 令和6年4月1日から令和7年12月24日までの給食協会による第二中学校の使用に関しては、行政財産の目的外使用の許可の方法及び使用料の免除処分が行われていない。
- (5) 令和6年4月1日から令和7年12月24日までの給食協会による第二中学校の使用に関しては、行政財産使用料の徴収がなされていない。

### 3 監査委員の判断

- (1) 本件契約は、違法又は不当な契約であると言えるかについて

本件契約が根拠とする施行令第167条の2第1項第2号においては、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」としている。また、市の随意契約ガイドラインの「業務の特殊性により、特定の者と契約を締結しなければ、初期の契約目的を達成することができない場合」として、「国、県、市が委託を目的として設立した団体となる場合」を示している。給食協会は、「学校給食に関する事業を行い、安全、安心な給食の提供及び食育の推進に寄与すること」を目的として昭和55年に設立された市の出資法人であり、本件契約の起案では、「一般財団法人和光市学校給食協会は人件費等経費の削減を目的に和光市が出資し設立した法人であり、児童生徒に衛生的で安全な給食を提供し、長年の実績がある。」とその理由を特記事項として示している。

施行令第167条の2第1項第2号に規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、「競争入札の方法によること自体が不可能または著し

く困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的・内容に照らしそれに相応する資力・信用・技術・経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らしまたはその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項1号〔現行の施行令では2号〕に掲げる場合に該当するものと解すべきである」とし、このような場合に該当するかの判断については、「個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類・内容・性質・目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である」としている（最高裁昭和62年3月20日判決・民集41巻2号189頁）。給食協会の委託業務については、学校給食の食材の購入に関する業務及び学校給食の調理に関する業務、学校給食の栄養管理に関する業務、学校給食等の事務に関する業務とし、衛生的で安全はもとより、安定した学校給食の提供が必要である。

以上のことから、学校給食のありかたを考えると、本件契約における随意契約が違法又は不当なものとはまでは言えないと考える。

但し、給食協会の人件費は近年増加しており、人件費等経費削減という設立当初の目的に対して、十分な成果が得られているか検証の必要性が感じられる。また、他自治体においては民間事業者委託の事例があり、本市でも下新倉小学校の給食調理業務について民間事業者に委託していることから、市及び教育委員会においては、給食協会の設立の趣旨を再認識するとともに、現行の妥当性を精査し、必要に応じて見直しの是非について検討を要するものとする。

(2) 市が、給食協会が使用する行政財産に対して、その使用料を徴収しないことは、公金の賦課・徴収を怠る事実か

法第238条の4第7項において、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」とある。また、行政財産の使用料に関する条例（以下「条例」という。）第3条において、「公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため行政財産を使用するとき」は使用料を免除することができる」とされており、給食協会は、先に述べたとおりその設置目的や担う事業等から、公共的な活動を営む公共的団体に該当し、給食協会による行政財産の使用は「公益を目的とする事業の用に供するため」の使用と認められると考える。このことから、給食協会による第二中学校の使用に関して、その使用料を免除し徴収しないことは、公金の賦課・徴収を怠る事実とは言えないと考える。

なお、給食協会の移転に伴う行政財産使用手続きの不備については、行政の適

正な執行を損なうものであり、真摯な反省とともに、再発防止に向けた取り組みを徹底することが不可欠である。

- (3) 市が、給食協会が使用する行政財産でかかる電気・ガス・水道料金の費用を負担することは、違法・不当な公金の支出か

条例別表備考において、「土地若しくは建物若しくは工作物の使用について、電気、ガス、水道、下水道等を使用させる場合若しくは特別な設備、修繕、模様替え等を要する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額に、それぞれ当該災害についての保険の費用又は電気等の料金若しくは設備等に要する費用を加算した額とする。」とある。このことから、給食協会が使用する行政財産でかかる電気・ガス・水道料金の費用は、行政財産の使用料に加算した額となる。行政財産使用料については、先に述べたとおり、その使用料を免除し徴収しないことは、公金の賦課・徴収を怠る事実とは言えないことから、かかる電気・ガス・水道料金の費用を負担することは、違法・不当な公金の支出とは言えないと考える。

#### 4 結論

以上のとおり、本件請求は、監査委員の合議により、主文のとおり決定する。

#### 5 附帯意見

文部科学省の「学校給食実施状況調査（令和5年5月1日現在）」によれば、「学校給食における外部委託状況（公立）」における調理業務の外部委託比率は59.6%に達している。学校給食の業務委託に関しては、法令上の瑕疵がない場合であっても、その運用形態の妥当性について適時検証を行うべきである。市においては、学校給食の安全・安心の確保を最優先としつつ、市民に対する説明責任を果たし、透明性の高い行政運営を堅持することを希望する。